1

令和８年第４回

多治見市議会定例会議案

令和８年８月19日

目　　次

報第22号　専決処分の報告について……1
報第23号　専決処分の報告について……2
報第24号　専決処分の報告について……3
報第25号　専決処分の報告について……4
認第１号　令和７年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について……5
認第２号　令和７年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について……6
認第３号　令和７年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……7
認第４号　令和７年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について‥8
認第５号　令和７年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について……9
認第６号　令和７年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……10
認第７号　令和７年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……11
認第８号　令和７年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……12
報第26号　令和７年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について……13
報第27号　令和７年度多治見市継続費精算報告書の提出について……14
報第28号　令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……17
報第29号　令和７年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について……18
認第９号　令和７年度多治見市水道事業会計決算の認定について……20
議第76号　令和７年度多治見市水道事業会計利益の処分について……21
認第10号　令和７年度多治見市下水道事業会計決算の認定について……22
議第77号　令和７年度多治見市下水道事業会計利益の処分について……23
認第11号　令和７年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について……24
議第78号　令和７年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について……25

認第12号　令和７年度多治見市病院事業会計決算の認定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥26
報第30号　令和７年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書の提出について‥27
報第31号　令和７年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥

議第97号　第８次多治見市総合計画基本計画を変更するについて‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥46
議第98号　第８次多治見市総合計画基本計画を変更するについて‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥48
議第99号　多治見市教育委員会教育長の任命について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥49
議第100号　多治見市教育委員会委員の任命について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥50
議第101号　多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥51
議第102号　多治見市公平委員会委員の選任について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥52
議第103号　多治見市子どもの権利擁護委員の選任について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥53

報第22号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　貴　行

専第15号

損害賠償の額を定めるについて

令和８年３月31日午前10時50分頃、市内京町２丁目地内のアパート敷地内において、本市職員（三の倉センター所属）が、公用車（ごみ収集車）をごみステーションに寄せようと右にハンドルを切った際、同車の右側後輪が汚水桝（ます）を通過し、鋳物製の汚水桝（ます）蓋を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和８年５月29日

多治見市長　　髙　木　貴　行

損害賠償額　一金　82,280円

報第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

専第16号

損害賠償の額を定めるについて

令和７年12月16日午後２時18分頃、市内京町２丁目地内の交差点付近において、本市職員（南消防署所属）が、信号が青に変わって前方の軽自動車が発進したことを確認し、公用車（査察車）を発進させたところ、同軽自動車が一旦停止したことに気付かず後方から追突し、当該車両のバックドア等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和８年７月21日

多治見市長　　髙　木　　貴　行

損害賠償額　一金　228,899円

報第24号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

専第17号

損害賠償の額を定めるについて

令和８年６月22日午前11時頃、市内本町５丁目地内の陶都創造館駐車場において、本市職員（秘書広報課所属）が公用車から降車しようと運転席のドアを開けたところ、当該ドアが突風にあおられ同車右側に駐車中の車両の左側面に接触し、同車両の左フロントドア等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和８年８月４日

多治見市長　　髙　木　　貴　行

損害賠償額　一金　330,946円

報第25号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

専第18号

損害賠償の額を定めるについて

令和８年３月24日午前11時15分頃、市内上山町１丁目地内のＤＣＭ２１多治見店駐車場において、本市職員（商工観光課所属）が、駐車のため公用車を後進させたところ、同車の後方を通過しようとしたトラックの右側面に衝突し、同車両の燃料タンクを破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、専決処分する。

令和８年８月７日

多治見市長　　髙　木　　貴　行

損害賠償額　一金　82,258円

認第１号

令和７年度多治見市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度多治見市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

認第２号

令和７年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度多治見市南姫財産区事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

認第３号

令和７年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度多治見市土地取得事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

認第４号

令和７年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度多治見市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

認第５号

令和７年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度多治見市営住宅敷金等特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

認第６号

令和７年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度多治見市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

認第７号

令和７年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度多治見市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

認第８号

令和７年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度多治見市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

報第26号

令和７年度多治見市基金の運用状況に関する調書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第５項の規定により、令和７年度多治見市基金の運用状況に関する調書を、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

報第27号

令和７年度多治見市継続費精算報告書の提出について

令和７年度多治見市継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第２項の規定により報告する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

令和7年度多治見市継続費精算報告書

一般会計

（単位:円）

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	自由通路改修設計事業	6	266,000				266,000						266,000				266,000
			7	2,387,000				2,387,000	2,402,968				2,402,968	△ 15,968				△ 15,968
			計	2,653,000				2,653,000	2,402,968				2,402,968	250,032				250,032
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム標準化・共通化事業	6	1,188,000			1,188,000		1,188,000			1,188,000						
			7	5,291,000			5,291,000		5,291,000			5,291,000						
			計	6,479,000			6,479,000		6,479,000			6,479,000						
3 民生費	2 児童福祉費	旧発達支援センター跡地公売準備事業	6	2,029,000				2,029,000	2,028,356				2,028,356	644				644
			7	8,561,000				8,561,000	8,560,099				8,560,099	901				901
			計	10,590,000				10,590,000	10,588,455				10,588,455	1,545				1,545
9 消防費	1 消防費	消防指令業務共同運用整備事業	6	220,525,000		220,500,000		25,000	74,335,926		74,300,000		35,926	146,189,074		146,200,000		△ 10,926
			7	332,233,000		332,100,000		133,000	459,462,100		453,200,000		6,262,100	△ 127,229,100		△ 121,100,000		△ 6,129,100
			計	552,758,000		552,600,000		158,000	533,798,026		527,500,000		6,298,026	18,959,974		25,100,000		△ 6,140,026
9 消防費	1 消防費	北消防署移転整備事業	6	663,065,000		227,400,000		435,665,000	470,600,000		134,500,000		336,100,000	192,465,000		92,900,000		99,565,000
			7	663,065,000		227,400,000		435,665,000	749,195,390		218,500,000		530,695,390	△ 86,130,390		8,900,000		△ 95,030,390
			計	1,326,130,000		454,800,000		871,330,000	1,219,795,390		353,000,000		866,795,390	106,334,610		101,800,000		4,534,610
9 消防費	1 消防費	防災行政無線設備更新事業	6	199,213,000		199,200,000		13,000	194,898,000		194,800,000		98,000	4,315,000		4,400,000		△ 85,000
			7	301,013,000		301,000,000		13,000	294,602,000		294,500,000		102,000	6,411,000		6,500,000		△ 89,000
			計	500,226,000		500,200,000		26,000	489,500,000		489,300,000		200,000	10,726,000		10,900,000		△ 174,000

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	笠原小中学校建設事業(補助対象分)	6	2,066,223,000	218,766,000	1,384,800,000		462,657,000	2,006,873,000	15,876,000	1,072,400,000		918,597,000	59,350,000	202,890,000	312,400,000		△ 455,940,000
			7	4,114,450,000	491,347,000	2,713,500,000	21,000,000	888,603,000	3,632,781,350	554,016,000	2,116,800,000	21,000,000	940,965,350	481,668,650	△ 62,669,000	596,700,000		△ 52,362,350
			計	6,180,673,000	710,113,000	4,098,300,000	21,000,000	1,351,260,000	5,639,654,350	569,892,000	3,189,200,000	21,000,000	1,859,562,350	541,018,650	140,221,000	909,100,000		△ 508,302,350
10 教育費	3 中学校費	平和中学校屋根防水改修工事	5	49,545,000		37,100,000		12,445,000						49,545,000		37,100,000		12,445,000
			6	6,193,000		4,600,000		1,593,000	32,480,800		24,300,000		8,180,800	△ 26,287,800		△ 19,700,000		△ 6,587,800
			7	68,124,000		51,000,000		17,124,000	77,920,700		45,500,000		32,420,700	△ 9,796,700		5,500,000		△ 15,296,700
			計	123,862,000		92,700,000		31,162,000	110,401,500		69,800,000		40,601,500	13,460,500		22,900,000		△ 9,439,500
10 教育費	3 中学校費	平和中学校非構造部材耐震補強工事	5	189,260,000	61,194,000	110,100,000		17,966,000						189,260,000	61,194,000	110,100,000		17,966,000
			6	23,657,000	7,649,000	15,200,000		808,000	208,601,800	76,623,000	123,600,000		8,378,800	△ 184,944,800	△ 68,974,000	△ 108,400,000		△ 7,570,800
			7	260,233,000	84,142,000	151,400,000		24,691,000	221,178,100	70,038,000	124,100,000		27,040,100	39,054,900	14,104,000	27,300,000		△ 2,349,100
			計	473,150,000	152,985,000	276,700,000		43,465,000	429,779,900	146,661,000	247,700,000		35,418,900	43,370,100	6,324,000	29,000,000		8,046,100
10 教育費	7 保健体育費	星ケ台運動公園整備事業	5	519,152,000		467,200,000		51,952,000	379,200,000		341,200,000		38,000,000	139,952,000		126,000,000		13,952,000
			6	259,576,000		128,600,000	66,000,000	64,976,000	120,310,755		12,500,000	66,000,000	41,810,755	139,265,245		116,100,000		23,165,245
			7	524,650,000		472,100,000		52,550,000	699,908,995		580,900,000		119,008,995	△ 175,258,995		△ 108,800,000		△ 66,458,995
			計	1,303,378,000		1,067,900,000	66,000,000	169,478,000	1,199,419,750		934,600,000	66,000,000	198,819,750	103,958,250		133,300,000		△ 29,341,750

報第28号

令和７年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
―	―	△1.5	―

※比率が算定されない場合は「―」を記載

報第29号

令和７年度多治見市財政向上指針の実施状況の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第24条の規定により、令和７年度多治見市財政向上指針の実施状況を議会に報告する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

令和７年度多治見市財政向上指針の実施状況

※【　】は目標値、(　)は令和6年度実績

項　　目	目標達成に必要な事項	決算数値
1　収入の増加及び支出の抑制	①収入の増加 債権管理計画で定める収納率の達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。 ②支出の抑制 公共施設等のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。	・諸納付金の収納率 ア 市税 現年度分　99.12%　【98.90%】(99.21%) 滞納繰越分　31.56%　【31.50%】(32.32%) イ 諸納付金合計(市税を含む) 現年度分　98.99%　(99.10%) 滞納繰越分　27.57%　(28.27%) ・経常経費(普通会計) 歳出額　326.6億円　(315.9億円) 歳出構成比　66.9%　(71.0%)
2　市債残高(一般会計負担分)の上限	一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和9年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を470億円、市債の実残高を590億円以内とします。	・一般会計で負担すべき市債残高 455.4億円　(437.9億円) ・市債の実残高　557.3億円　(537.5億円)
3　基金の適正な管理	(1)財政調整基金の可処分額を33億円以上確保します。	財政調整基金残高　71.9億円　(77.1億円)…A うち災害復旧経費留保分　15.0億円　(15.0億円)…B うちリスク引当金　0.0億円　(0.0億円)…C 財政調整基金可処分額　56.9億円　(62.1億円) (A－B－C)
	(2)市債償還対策基金(合併特例債分を除く。)は、令和9年度末残高を30億円以上確保します。	年度末残高　19.8億円　(18.6億円) ※　合併特例債分を除く
	(3)職員退職手当基金は、令和9年度末残高を15億円以上確保します。	年度末残高　18.1億円　(19.4億円)
	(4)庁舎建設基金は、建設費に30億円以上を財源充当できるよう、建設までに7億円以上を積み立てます。	年度末残高　32.4億円　(29.3億円)
	(5)地域振興基金の年間処分額は、上限1億円とします。ただし、必要に応じて1億円を超えて取り崩すことができるものとします。	処分額　1.8億円　(0.8億円)

認第９号

令和７年度多治見市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和７年度多治見市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

議第76号

令和７年度多治見市水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、令和７年度多治見市水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

認第10号

令和７年度多治見市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和７年度多治見市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

議第77号

令和７年度多治見市下水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、令和７年度多治見市下水道事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

認第11号

令和７年度多治見市農業集落排水事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和７年度多治見市農業集落排水事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

議第78号

令和７年度多治見市農業集落排水事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、令和７年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく利益の処分について、議会の議決を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

認第12号

令和７年度多治見市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和７年度多治見市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

報第30号

令和７年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書の提出について

令和７年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり調製したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の２第２項の規定により報告する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

令和７年度多治見市下水道事業会計継続費精算報告書

（単位　円）

款	項	事業名	全体計画					実　績				比　較			
			年度	年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務発生額との差	左の財源内訳		
					国県支出金	企業債	損益勘定留保資金		国県支出金	企業債	損益勘定留保資金		国県支出金	企業債	損益勘定留保資金
資本的支出	建設改良費	終末処理場建設改良費（合流系監視設備更新工事）（補助事業・起債対象事業）	6	281,900,000	149,500,000	119,600,000	12,800,000	0	0	0	0	281,900,000	149,500,000	119,600,000	12,800,000
			7	417,900,000	224,300,000	174,600,000	19,000,000	679,800,000	373,800,000	275,300,000	30,700,000	△ 261,900,000	△ 149,500,000	△ 100,700,000	△ 11,700,000
			計	699,800,000	373,800,000	294,200,000	31,800,000	679,800,000	373,800,000	275,300,000	30,700,000	20,000,000	0	18,900,000	1,100,000

報第31号

令和７年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、令和７年度多治見市水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

水道事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
水道事業会計	―

※比率が算定されない場合は「―」を記載

報第32号

令和７年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、令和７年度多治見市下水道事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

下水道事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
下水道事業会計	―

※比率が算定されない場合は「―」を記載

報第33号

令和７年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、令和７年度多治見市農業集落排水事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

農業集落排水事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
農業集落排水事業会計	―

※比率が算定されない場合は「―」を記載

報第34号

令和７年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により、令和７年度多治見市病院事業会計決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

病院事業会計決算資金不足比率

（単位：％）

	資金不足比率
病院事業会計	―

※比率が算定されない場合は「―」を記載

議第79号

多治見市歳入等及び公の施設の利用料金の納入方法の特例を定める条例を制定するについて

多治見市歳入等及び公の施設の利用料金の納入方法の特例を定める条例を次のように制定するものとする。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市歳入等及び公の施設の利用料金の納入方法の特例を定める条例

（目的）

第１条　この条例は、市の歳入等（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の２の２に規定する歳入等をいう。以下同じ。）及び市の公の施設の利用料金（法第244条の２第８項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の納入方法に関し、市の条例の特例を定めることにより、市民の利便性の向上を図ることを目的とする。

（市の歳入等の納入方法の特例）

第２条　市の歳入等のうち当該歳入等の納付事務について法第231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者が指定されているものについては、当該歳入等に係る条例の規定にかかわらず、当該指定納付受託者への納付の委託をもって市への納付に代えることができる。

（利用料金の納入方法の特例）

第３条　市の公の施設の利用料金のうち、別に当該公の施設の指定管理者（法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が定めるものの納入については、当該公の施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、別に指定管理者が定めるところにより行うことができる。

（その他）

第４条　前２条に定めるもののほか、市の歳入等及び市の公の施設の利用料金の納入方法の特例に関し必要な事項は、規則（地方公営企業における管理規程を含む。）で定める。

附　則

１　この条例は、令和８年10月１日から施行する。

２　多治見市立学校の設置等に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項を削り、同条第３項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項とする。

議第80号

多治見市印鑑条例の一部を改正するについて

多治見市印鑑条例（昭和53年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市印鑑条例の一部を改正する条例

多治見市印鑑条例（昭和53年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第２条中第６号を第８号とし、第５号の次に次の２号を加える。

（６）　特定在留カード　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カードをいう。

（７）　特定特別永住者証明書　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。

第15条第２項第１号中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第81号

多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するについて

多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年条例第33号）の一部を次のように改正するものとする。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

多治見市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第21条第２項」を「第18条の３第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。

議第82号

多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市営住宅管理条例の一部を改正する条例

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表南姫の部昭和37年度の款を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議第88号

物品供給契約の締結について

市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

１　契約の目的　　市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業
２　契約の方法　　随意契約
３　契約金額　　一金　1,689,600,000円
４　契約の相手方　　愛知県名古屋市昭和区福江三丁目７番７号
東邦ガスエナジーエンジニアリング株式会社
代表取締役　玉田　勝也

議第89号

土地の処分について

次の土地を処分するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

１	所在地番	多治見市笠原町字富士下3387番６の一部、3387番11の一部及び3387番32の一部
２	地目	山林、保安林、学校用地
３	処分予定面積	10,049.64平方メートル
４	処分予定価格	一金　20,437,773円
５	処分の相手方	多治見市小田町４丁目８番地の６ 分任支出負担行為担当官 中部地方整備局多治見砂防国道事務所長　熊澤　至朗

議第90号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

１　施設の名称

多治見市勤労者センター

２　指定管理者の名称等

多治見市豊岡町１丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長　青山　崇

３　指定期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日まで（３年間）

議第91号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により指定管理者を指定することについて、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

１　施設の名称

多治見市豊岡駐車場

多治見市豊岡原動機付自転車駐車場

２　指定管理者の名称等

多治見市豊岡町１丁目55番地

公益財団法人多治見市文化振興事業団

理事長　青山　崇

３　指定期間

令和９年４月１日から令和12年３月31日まで（３年間）

議第92号

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第２項の規定により、多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり廃止する協議について、同条第３項の規定において準用する同法第252条の２の２第３項本文の規定により議会の議決を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止する規約

多治見市と中津川市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約は、廃止する。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議第93号

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第２項の規定により、多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり廃止する協議について、同条第３項の規定において準用する同法第252条の２の２第３項本文の規定により議会の議決を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止する規約

多治見市と瑞浪市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約は、廃止する。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議第94号

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第２項の規定により、多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり廃止する協議について、同条第３項の規定において準用する同法第252条の２の２第３項本文の規定により議会の議決を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止する規約

多治見市と恵那市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約は、廃止する。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議第95号

多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託を廃止する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第２項の規定により、多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を次のとおり廃止する協議について、同条第３項の規定において準用する同法第252条の２の２第３項本文の規定により議会の議決を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止する規約

多治見市と土岐市との間の証明書の交付等に係る事務委託に関する規約は、廃止する。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議第96号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定により、東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を次のとおり変更する協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

東濃西部広域行政事務組合規約の一部を改正する規約

東濃西部広域行政事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項に次の１号を加える。

（９）　広域のごみ焼却施設の設置及び管理運営に関する事務

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議第97号

第８次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

令和５年12月20日議第118号をもって議決を経た第８次多治見市総合計画基本計画の一部を次のように変更するものとする。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

第８次多治見市総合計画基本計画中

「

【柱１】子育て世代が選び、住み続けたくなるまちづくり	７	３８

」を

「

【柱１】子育て世代が選び、住み続けたくなるまちづくり	７	３９

」に、

「

合計	４１	１６５

」を

「

合計	４１	１６６

」に

改める。

第８次多治見市総合計画基本計画　政策の柱１　子育て世代が選び、住み続けたくなるまちづくり　施策７　保育・教育施設等の整備　基本計画事業中

「

3	笠原校区における幼保小中一貫教育を更に推進するため、小中一貫教育校（義務教育学校）を整備します
4	ＩＣＴを活用した教育環境を整備・更新します
5	精華小学校を建て替えます

」を

「

3	養正小学校附属幼稚園、昭和小学校附属幼稚園、双葉保育園を統合し、幼保連携型認定こども園の整備を進めます
4	笠原校区における幼保小中一貫教育を更に推進するため、小中一貫教育校（義務教育学校）を整備します
5	ＩＣＴを活用した教育環境を整備・更新します
6	精華小学校を建て替えます

」に

改める。

議第98号

第８次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

令和５年12月20日議第118号をもって議決を経た第８次多治見市総合計画基本計画の一部を次のように変更するものとする。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

第８次多治見市総合計画基本計画　政策の柱４　多様なつながりで、豊かな暮らしを育むまちづくり　施策４　文化・芸術振興　基本計画事業中

「

５	新たな市史の編さん体制を研究します

」を

「

５	多治見市制100周年に向けて、新たな市史を編さんします

」に改める。

議第99号

多治見市教育委員会教育長の任命について

次の者を多治見市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

住　所	氏　名	生年月日	備　考
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	仙石　浩之	＊＊＊＊＊＊＊＊＊	再任（任期は、令和11年９月30日まで）

提案理由

本市教育委員会教育長　仙石　浩之氏の任期が、令和８年９月30日に満了するため、同氏を引き続き任命する。

議第100号

多治見市教育委員会委員の任命について

次の者を多治見市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

住　所	氏　名	生年月日	備　考
＊＊＊

議第101号

多治見市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を多治見市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

住　所	氏　名	生年月日	備　考
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	大野　聖	＊＊＊＊＊＊＊＊	再任（任期は、令和11年９月29日まで）

提案理由

本市固定資産評価審査委員会委員　大野　聖氏の任期が、令和８年９月29日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

議第102号

多治見市公平委員会委員の選任について

次の者を多治見市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

住　所	氏　名	生年月日	備　考
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	松岡　正延	＊＊＊＊＊＊＊＊	再任（任期は、令和12年９月29日まで）

提案理由

本市公平委員会委員　松岡　正延氏の任期が、令和８年９月29日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

議第103号

多治見市子どもの権利擁護委員の選任について

次の者を多治見市子どもの権利擁護委員に選任したいので、多治見市子どもの権利に関する条例（平成15年条例第27号）第13条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年８月19日提出

多治見市長　　髙　木　　貴　行

住　所	氏　名	生年月日	備　考
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	松澤　　朗	＊＊＊＊＊＊＊＊	新任（任期は、令和11年９月30日まで）

提案理由

本市子どもの権利擁護委員　原科　佐登己氏の任期が、令和８年９月30日に満了するため、後任として松澤　朗氏を新たに選任する。